

名古屋工業大学職員組合規約

第一章 総則

- 第1条 (名称) 本組合は名古屋工業大学職員組合と称する。
- 第2条 (設置) 本組合は、事務所を名古屋市昭和区御器所町、名古屋工業大学内に置く。
- 第3条 (目的) 本組合は組合員の労働条件の維持改善を図り、あわせて組合員の強い団結によって教育研究における民主主義的原則の徹底を期し、組合員の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。
- 第4条 (事業) 本組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1、組合員の労働条件の維持改善
 - 2、組合員の福祉増進と文化的地位の向上
 - 3、労働協約の締結、改正
 - 4、教育・研究の民主化
 - 5、同一の目的を有する諸団体との連携協力
 - 6、その他目的を達するために必要な事業

第二章 組合員

- 第5条 (組合員) 組合は、国立大学法人名古屋工業大学の教職員ならびに組合が承認した者によって組織する。ただし、次の事項に該当する管理職員は除く。
- 1、副学長
 - 2、その他組合が除外を適当と認めた者
- 2については、別に定めるものとする。
- 第6条 (権利) 何人も、いかなる場合においても、人種、信条、性別、門地、身分により差別待遇を受け、あるいは組合員資格を奪われることはない。
- 二 組合員は、この規約において平等に次の項目に掲げる権利を有する。
- 1、この規約に基づき、すべての問題に参与し平等の取扱いを受ける権利
 - 2、規約の定めるところにより会議に出席し、自己の自由意志に基づき発言を行い、決議に参加する権利
 - 3、組合役員に選挙され、選挙する権利
 - 4、正当な査問手続きを経ずには制裁を受けない権利
- 第7条 (義務) 組合員は、この規約において平等に次の項目に掲げる義務を負う。
- 1、規約及び大会の議決に服する義務
 - 2、組合費を納入する義務
 - 3、組合の秘密事項の守秘義務

第三章 機関

- 第8条 (機関) 本組合に次の機関を設ける。
- 1、総会
 - 2、委員会
 - 3、執行委員会
- 第9条 (総会) 総会は本組合の最高議決機関であり、組合員全員により組織する。
- 第10条 (定期総会) 総会は原則6月の年1回開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。
- 第11条 (臨時総会) 委員会の発意または組合員3分の1以上の要求があった場合、執行委員長は臨時総会を招集する。
- 第12条 (総会告示) 総会の日時、場所、議題等は開催の日から14日前に告示しなければならない。ただし緊急の場合はこのかぎりでない。
- 第13条 (総会付議事項) 定期総会の付議事項は、次の各号で定めるとおりとする。
- 1、運動方針の決定と経過報告の承認
 - 2、予算の決定および決算の承認
 - 3、労働協約の締結、改正、期間の延長
 - 4、同盟罷業(ストライキ)の開始および終結
 - 5、役員を選任および解任
 - 6、組合員の表彰および制裁
 - 7、他団体との連合または他団体への加入及び脱退
 - 8、本規約の変更
 - 9、本組合の解散
- 第14条 (総会開会定足数) 総会は全組合員の過半数が出席(委任状を含む)しなければ開会することができない。総会議長は役員を除いた総会出席者(委任状を除く。以下同じ)により互選する。
- 第15条 (議決) 議事は出席者(委任状を含む)の過半数で決する。可否同数の時は議長長の決による。
- 二 第13条4号および9号は全組合員が平等に参加できる直接かつ秘密の投票で全組合員の過半数の賛成により決する。
- 三 第13条8号は、出席者および委任状の可の投票で全組合員の過半数の賛成により決する。
- 第16条 (委員会) 委員会は総会から次の総会までの間の議決機関であり、役員(会計監査を除く)により組織する。
- 第17条 (委員会の招集) 執行委員長は随時必要に応じて委員会を招集する。
- 第18条 (委員会の告示) 執行委員長は予め委員会の日時、場所を全組合員に告示する必要がある。委員会は役員(会計監査を除く)の過半数の出席により成立する。
- 第19条 (委員会への出席) 組合員は誰でも委員会に出席し発言することができる。但し採決に加わることはできない。
- 第20条 (執行委員会) 執行委員会は総会および委員会において決定された事項および規約に定められた組合業務を執行し、役員(委員及び会計監査を除く)により組織する。

第四章 役員

第21条（役員）本組合に次の役員を置く。

- 1、執行委員長
- 2、副執行委員長
- 3、書記長
- 4、書記次長
- 5、執行委員
- 6、委員
- 7、会計監査

二 上記1および3の者は1名とする、その他の定数は、別に定める。

第22条（職務）役員の仕事は次のとおりとする。

- 1、執行委員長は本組合を代表して業務を執行し、委員会の議長となり業務を統括する
- 2、副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長が業務を執行できないとき、その業務を代行する
- 3、書記長は日常の業務を処理し、文書および記録の整理、保管にあたる
- 4、書記次長は書記長を補佐し、書記長が業務を執行できないとき、その業務を代行する
- 5、執行委員は本組合の業務を分担処理する
- 6、会計監査は会計経理、事業の執行を監査する
- 7、委員は委員会の議決に参加する

第23条（任期）各役員の任期は、6月定期総会から次の6月定期総会までとし、再任を妨げない。

二 欠員により就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第24条（解任）役員が任務を怠りまたは機関の決定に反する行為をした場合には、総会において出席者の3分の2以上の賛成により解任することができる。

二 前項による解任の総会への発議は、組合員の3分の1以上からの要求があったときになされるものとする。その場合、当該役員に弁明の機会を保障し、事実の調査を行わせるため、調査委員会を設置する。

第五章 選挙

第25条（選挙管理委員会）役員選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第26条（選挙）委員を除くすべての役員は、組合員の直接無記名投票により選出する。

二 委員については、委員会で定めたブロック毎に各ブロックに所属する組合員の直接無記名投票により選出する。

第27条 選挙は、代理人および委任を認めない。

第六章 会計及び会計監査

第28条（経費）本組合の経費は組合費、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第29条（組合費）本組合の組合費は別に定めるところによって納入しなければならない。

第30条（会計年度）本組合の会計年度は6月1日から翌年5月31日までとする。

第31条（会計報告）本組合のすべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員に委嘱された職業として会計監査をすることができる人による正確であることの証明書とともに、定期総会において、組合員に公表されるものである。

二 組合は、組合員の要求があれば、いつでも会計帳簿を公開しなければならない。

第32条（旅費）組合活動に関わる旅費の支給については別に定める旅費規程による。

第七章 加入・脱退及び除名

第33条（加入）本組合に加入しようとする者は、申込書を委員会に提出して承認を受ける。

第34条（脱退）本組合を脱退するときは、その理由を書いた願書を委員会に提出してその承認を受ける。

第35条（資格喪失）組合員は次の場合にその資格を失う。

- 1、退職したとき
- 2、解雇されたとき
ただし、組合が解雇を正当と認めていない被解雇者については、その資格を失わない
- 3、除名されたとき
- 4、脱退が認められたとき
- 5、第5条の1から2に該当したとき
ただし、第5条の1から2の該当からはずれたとき、組合脱退の意志を表明しない限り自動的に組合員に復帰する

第36条（除名）本組合の規約に反し、又は本組合の名誉をけがした組合員は総会の決議によって除名することができる。

二 前項による除名の決定は、本人に弁明の機会を保障し、事実の調査を行わせるため、調査委員会を設置し、その報告に基づいて、総会に発議することにより、なされるものとする。

附則

- 1、本組合の事業を行うために必要な規程は別に設けることができる。
- 2、本規約は平成16年4月1日より実施する。
- 3、第23条第一号において定めた役員任期は、平成19年度に限り6月定期総会から12月定期総会までとする。
- 4、本規約は平成19年7月1日より実施する。
- 5、本規約は平成23年8月1日より実施する。
- 6、本規約は平成26年8月1日より実施する。
- 7、本規約は平成28年1月1日より実施する。
- 8、第23条第一号において定めた役員任期は、平成29年度に限り12月定期総会から6月定期総会までとする。
- 9、本規約は平成29年1月1日より実施する。
- 10、本規約は令和6年7月1日より実施する。